

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各国公私立大学長
各公立大学法人の長
公立大学を設置する各地方公共団体の長
文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿
各国公私立高等専門学校長
各文部科学省所管独立行政法人の長
各大学共同利用機関法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
各文部科学省所管特例民法法人の長

文部科学省大臣官房政策課

東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の
復旧のための指定寄附金の期間の延長等について

東日本大震災により被災した国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人、学校法人、私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人（以下「準学校法人」という。）、宗教法人及び特例民法法人等の公益事業用建物等の復旧のために募集する寄附金については、平成23年3月15日付け財務省告示第84号により、平成25年12月31日までに主務官庁の確認を受けた場合には、一定の要件の下で寄附金控除又は損金算入の対象となる寄附金（以下「指定寄附金」という。）として扱われておりますが、平成25年12月27日付け財務省告示第401号（別紙）により、上記の期間が平成29年3月31日まで（注）延長されることとなりました。

期間の延長後においても、指定寄附金の扱いについては、別添の取扱要領によるほか、下記に留意の上、遺漏のないようよろしくお取りはからい願います。

おって、貴職におかれても、所轄の公共・公益法人等に対し周知方よろしくお願います。
（注）法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において主務官庁が平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間のいずれかの日を確認を受ける期限として定めるときは、同日までに当該確認を受けた場合を含みます。

（税制上の優遇措置）

個人が支出する寄附金の場合は、寄附金控除（所得金額の40%（※）又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額を所得から控除）の対象となります。

法人が支出する寄附金の場合は、全額が損金算入の対象となります。

※主務官庁の確認を受けた日の翌日から平成25年12月31日までの間に支出された寄附金については、控除可能限度枠が80%に拡大する措置が執られておりますが、控除可能限度枠の拡大については延長されません。

記

- 1 取扱要領「三 主務官庁における手続き等」中、主務官庁たる都道府県知事、都道府県教育委員会から財務省への報告については、募金の主体が教育、科学技術・学術、スポーツ、

文化関係の公共・公益法人等である場合は、文部科学省を経由して行うこととするので、財務省へ提出する書類については、別表にしたがって文部科学省へ送付すること。

別 表

| 法人の種類 | 送付・連絡先 |
|-----------------------------|---------------------|
| 学校法人 | 文部科学省高等教育局私学行政課 |
| 準学校法人 | 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課 |
| 宗教法人 | 文化庁文化部宗務課 |
| 公立大学法人 | 文部科学省高等教育局大学振興課 |
| 教育、科学技術・学術、スポーツ、文化関係の特例民法法人 | 関係各課 |

(本件担当)
文部科学省大臣官房政策課
電話番号 03-5243-4111 (内線 2963)
直 通 03-6734-2963

- 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件

(平成二十三年三月十五日財務省告示第八十四号)

最終改正 平成二十五年十二月二十七日財務省告示第四百一号

※傍線部が改正箇所

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、平成二十三年三月十一日以後に支出された寄附金について適用する。

なお、東日本大震災(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第二条第一項(定義)に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)による災害の復旧のために平成二十三年六月十日から平成三十四年三月三十一日までの間に支出された寄附金(第四号に掲げるものに該当するものに限る。)は、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件(昭和四十年四月太蔵省告示第百五十四号)第一号及び第一号の二に掲げる寄附金に該当しないものとする。

一(三) (略)

四 法人税法別表第一に掲げる法人(港務局及び地方公共団体を除く。以下この号において「公共法人」という。)、同法別表第二に掲げる法人、法人税法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百五十六号)附則第四条第二項(収益事業の範囲に関する経過措置)に規定する特例民法法人又は租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人である法人(以下この号においてこれらの法人を「公共・公益法人等」という。)に対して支出された寄附金(その寄附金を募集することについて相当の理由があること及び募集要綱(寄附金の使途並びに募集の目標額、方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。)に記載された事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表することにつき当該公共・公益法人等が平成二十三年六月十日から平成二十九年三月三十一日までの間に当該公共・公益法人等に係る主務官庁(所轄庁を含む。以下この号において同じ。)の確認を受けた場合(法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において当該主務官庁が平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間のいずれかの日を当該確認を受ける期限として定めるときは、同日までに当該確認を受けた場合を含む。)におけるその確認を受けた日の翌日から同日以後三年を経過する日までの間に支出されたものに限る。)で、公共・公益法人等が事業の用に供していた建物(その附属設備を含む。以下この号において同じ。)及び構築物並びにこれらの敷地の用に供されていた土地その他の固定資産(公共・公益法人等のうち公共法人以外の法人にあつては、その法人が行う法人税法第二条第十三号(定義)に規定する収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限る。)のうち東日本大震災により滅失又は損壊をしたもの(その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。)の原状回復(当該建物及び構築物並びに土地の所在地において原状に復することが困難であり、かつ、当該所在地以外の地域において原状に復することが適当であることにつき当該主務官庁が認めた場合には、当該建物及び構築物並びに土地のその滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される建物及び構築物並びに土地(土地の上に存する権利を含む。)の取得を含む。)に要する費用に充てられるものの全額

